

郵便入札に関する留意事項

郵便による入札（以下「郵便入札」という。）については、入札条件及び本留意事項をご確認の上、参加してください。

1 入札書の提出方法

- (1) 提出方法は、一般書留又は簡易書留による郵送のみで行うものとし、持参等は認められません。
- (2) 入札書の記載事項及び封入方法については、別紙の入札書記入例及び郵便入札用封筒記入例を確認の上で作成してください。
- (3) 入札書の郵送に当たっては、本留意事項、入札説明書及び柳井市入札心得を熟読し、かつ、記載事項を十分に確認された上で郵送してください。
- (4) 郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回は認められません。

2 入札の辞退

入札への参加を希望しないときは、入札書到着期限までに入札辞退届を入札担当課に提出してください。

3 入札の無効

柳井市契約規則第15条及び柳井市入札心得7に定めるもののほか、次のいずれかに該当する郵便入札は、無効とします。

- (1) 入札書が到着期限を過ぎて到着した入札
- (2) 入札書が一般書留、簡易書留以外の方法で提出された入札
- (3) 同一の入札参加者による入札書が2通以上送付された入札
- (4) 内封筒及び外封筒に所定の記載がない又は誤った記載をした者の入札

4 開札について

- (1) 入札書の開札は、指定した日時、場所において、当該入札事務に関係のない市職員の立会いのもとで行います。
- (2) 入札参加者は、希望があれば入札書の開札に立ち会うことができます。
- (3) 入札参加者は、立会いを代理人に委任することができます。この場合において、当該代理人は、「郵便入札立会委任状」を持参してください。

5 くじによる落札者決定について

- (1) 郵便入札の開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、落札者決定を保留した上で、入札参加者に出席を求め、くじにより落札者を決定します。
- (2) くじを引く入札参加者は、くじを引くことを代理人に委任することができます。
- (3) 入札参加者がくじを引かないとき又はくじを引くことができないときは、当該入札事務に関係のない市職員が、代わりにくじを引くものとします。

6 入札結果の通知について

郵便入札を経て落札者を決定したときは、速やかに入札者全員に対し、電話、ファックス等により入札結果を連絡します。

7 再度入札

郵便入札の開札において、再度入札が必要となったときには、前回の入札の開札日から1日以上の間を置いて、郵便入札により実施します。

再度入札の対象となる入札者に対しては、ファックス等により再度入札の日時を通知します。また、郵便入札において無効となる入札をした者に対しては、再度入札に参加できない旨をファックス等で通知します。

8 費用

入札の参加に関して必要な一切の費用は、全て入札参加者の負担とします。